## 〈地方公共団体の財政の健全化に関する法律における、健全化判断各指標〉

### ◆健全化判断比率の推移

(単位:%)

項目	早期健全化 基準						
久 口			24	25	26	27	28
実質赤字比率	15	20	ı	ı	ı	ı	-
連結実質赤字比率	20	30	ı	ı	ı	ı	-
実質公債費比率	25	35	9.8	8.7	7.3	6.0	5.0
将来負担比率	350		-	ı	-	ı	-

※0%以下の場合は、「一」表示

## ◆資金不足比率の推移

(単位:%)

;	項目	経営健全化基準						
	块	块 口	性古诞主儿奉牛	24	25	26	27	28
資金不	☆  水道事業会計	業会計	20	-	-	П	-	-
足比率	公共下水道事 業特別会計		_	ı	ı	ı	-	

※0%以下の場合は、「一」表示

### ○早期健全化基準

健全化判断比率 4 指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表、②策定した財政健全化計画を総務大臣、府知事に報告、③毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表、④個別外部監査契約に基づく監査。また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は府知事から必要な勧告を受ける場合があります。

### 〇財政再生基準

健全化判断比率のうち3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要があります。①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる、③同意がない場合には、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行は不可能、④毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表、⑤個別外部監査契約に基づく監査。また、財政再生計画が、実際の財政運営に適合しないと判断された場合、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受ける場合があります。

### ◎実質赤字比率

標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合 黒字or赤字を判断する指標 黒字なら「〇」となり「一」表示となる 普通会計決算黒字であったため、「〇」となった。

## ◎連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の割合 黒字or赤字を判断する指標 黒字なら「O」となり「一」表示となる 国保会計では、平成19年度から10年連続の赤字となったが、一般会計を含む他の会 計は黒字であり、公営企業会計も資金不足額が無いため、全体では黒字となり、 「O」となった。

## ◎実質公債費比率

標準財政規模に対する、地方債元利償還金の割合。公営企業会計、一部事務組合の支払う元利償還金への繰出、負担金等も含まれる。実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体、25%を超えると地方債制限団体となる。(現在、本町は地方債協議団体)

公債費については、償還期間が終了したものが多数あったこと、増加した公債費分中の臨時財政対策債償還への交付税算入が増加したことなどにより、実質公債費比率5.0%と昨年度に比べ、1.0%好転した。

### ◎将来負担比率

普通会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 普通会計起債残高、公営企業会計繰入見込額等の将来負担額から、基金及び交付税算 入見込額を除いたものを標準財政規模から算入公債費を除いた数値で除して算出す る。これまでから、充当可能基金が多いことから、非常に良い比率を保っている等に より、将来負担比率は前年度に引き続きマイナス(△10.4%)となり、将来負担比率 は算定されなかった。

しかしながら、近年の状況として、地方債残高が増加し、充当可能基金が減少する 等、将来負担比率は悪化している。

# ◎資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す比率。各公営企業ともに、黒字決算であることから、資金不足額は無く、「0」となった。

### ◆標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質赤字比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値である。その大きさは、「標準税収入額+普通地方交付税額+地方譲与税+臨時財政対策債」で求められる。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさである。